

長野県小布施町小山洋史家文書

解説 多和田 雅 保

調査の経緯

一九九八年九月から一九九九年九月にかけて、執筆者はか東京大学大学院日本史学研究室の大学院生が中心となつて、長野県上高井郡小布施町こやまひろふみ小山洋史家文書の調査、整理が行われた。これまで同家の史料については、長野県史編纂室、小布施町教育委員会などが一部について調査を行ったに過ぎず、史料群の構造全体にまで踏み込んだ調査は今回がはじめてである。本稿ではまず小布施町と小山家に関する従来の史料調査の経緯について大まかに述べ、次に小山家文書について、今回の調査で明らかになった点を概括する。

現在の小布施町の中心地は近世の信濃国高井郡小布施村である。⁽¹⁾小布施村は更にくつつかの組にわかれていたが、その中心は「町組」と呼ばれ、南北に伸びる谷街道の両側に町場を形成していた。町場は北から下町（下中町ともいう、後に伊勢町と呼ばれる）、中町、上町にわかれ、上町と中町の境から西に伸びる谷脇街道の両側に横町が展開

していた。なお今回の調査対象である小山洋史家は伊勢町東側に近世当時から居宅を構えている。近世初頭、小布施村はすべて松代藩領であったが、元和五（一六一九）年、大部分の地が配流されてきた福島正則領となり、同分は寛永元（一六二四）年幕領、寛文元（一六六六）年甲府藩領、元禄一四（一七〇二）年幕領、文政四（一八二二）年からの一時期と、弘化元（一八四四）年以降は松代藩領地となった。また元禄一四年から正徳元（一七一二）年まで幕府代官によって小布施陣屋が置かれていた。この間、村高は附表のような変遷を辿っている。宝暦一〇（一七六〇）年の村差出写によると、軒数は、家数三一三軒、寺堂山伏一七軒、人口は一四〇九人のうち男六二八・女七八一人、ほかに僧一七人、山伏五人であった。更科・埴科・高井・水内四郡から構成される近世の北信地方は、長野盆地・飯山盆地を中心にした、周囲を山地に囲まれた地方であり、両盆地には松代・善光寺・須坂・中野・飯山など様々な性格の都市が存在した。小布施村町組はこれらに比べれば規模は小さいが、須坂と中野を結ぶ谷街道に沿ってお

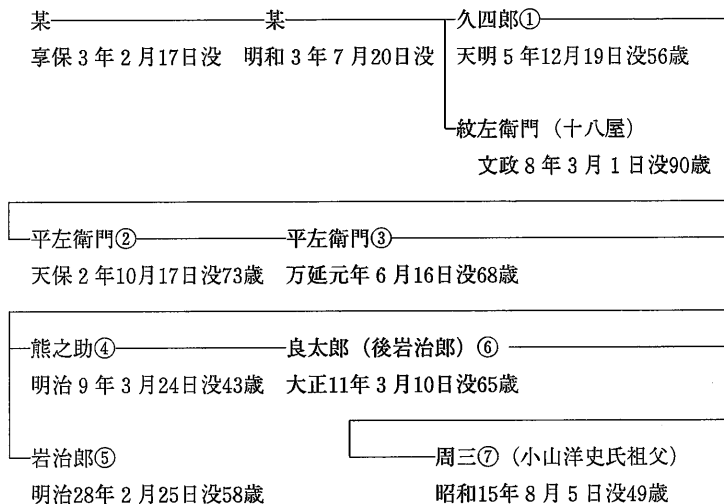
附表 小布施村の村高変遷表

慶長7 (1602) 年 『信濃国川中島四郡検地打立之帳』	503. 840石
正保4 (1647) 年 『正保御書上』真田家御事蹟稿	636. 080石
元禄15 (1702) 年 『信濃国郷帳』	639. 225石
天保5 (1834) 年 『信濃国郷帳』	904. 604石

* 『長野県史』近世史料編第8巻の2、「高井郡郷村変遷」を参照した。

* 正保以降は全ての給分を合計した村高になっている。

附図 小山家の略系図



* 土屋寅之助氏作成小山家系図を参照し、必要なところだけ引用した。

* 人名のあとの番号は小山洋史家(穀屋)における当主の順番を示す。

り、近世初頭から六斎市が立てられるなど商業の中心として賑わいを見せ、また近世後期には須坂の田中家、中野の山田家とならんで北信地方を代表する豪商の高井家が活躍する場ともなった。そのため小布施村は近世の北信地方について研究を行う上で大変重要な村落といえるが、ではその研究は今までのようになされてきたのであろうか。

小布施村の歴史についてはこれまで、『上高井郡誌』（上高井郡教育会編、一九一四年、明治文献から一九七四年復刊）や『長野県上高井誌』（上高井誌編纂会編、一九六〇年）、『小布施町史』（小布施町史刊行会発行、一九七五年）を中心とする多数の書物によって詳しく研究がなされ、そのほか『長野県史』近世史料編第八卷（一、二）（一九七五～七六年）など史料の翻刻も盛んに行われ、豊富な研究蓄積を持つといつてよい。しかしそのなかには今回の調査のように特定の家について包括的に所蔵史料の構造を捉え、検討したものはみられないといえる。そこで小布施村や小山家に関する史料調査の経緯を確認してみると、小布施村については、右記の自治体史編纂に伴って、長野県史編纂委員会、小布施町史刊行会とも多くの家について史料調査を行っており、小山洋史家はいずれの場合も調査を受けている。しかし小山家についてみれば、それらの調査自体、同家文書のうち、ごく一部の史料を抽出するかたちでなされたものであり、同家の性格を考慮の上では甚だ不十分であったといえる。小布施村の他の家々について同様の調査方法が採られたところは多いと考えられる。また後述するとおり、小山家はその後も小布施町教育委員会が史料調査に入るなど、幾度か調査の手を経ているが、やはり調査は十分にはなされなかった。

小山家をめぐることのできた研究

それでは小山洋史家については従来どのような研究がなされてきたのであろうか。以下項目別にまとめておきたい。

家系 一九八八年に郷土史家である土屋寅之助氏が小山家一族の過去帳などを使って同家の家系を分析している。土屋氏自身も小山家文書を全面的に検討した訳ではなく、その研究は後述するように若干の訂正、補足の余地を残すが、現時点で小山家に関するものとしてはもっとも優れたものである。そこで土屋氏が作成した家系図の中から必要分だけ抜き出して、附図として示し、次に氏が指摘されるところを書き出しておきたい。

小山洋史家の初代は一八世紀中頃の小山久四郎という人物である。小山氏一族の墓石を調査したところ、一族の中でも一番古いとされる墓石の形は須坂方面に多いものであり、小山氏の先祖は今から三〇〇年ほど前に須坂方面から来たと推定される。この小山本家は小山洋史家と谷街道を挟んだ向い側（伊勢町西側）にかつて存在していたが、初代久四郎は本来兄として本家の家督を相続すべき立場にありながら、故あつて本家（十八屋）を弟である紋左衛門に譲り、伊勢町東側、現在の地に居宅を構えるに至った。天明四（一七八四）年に二代目である平左衛門が商売を始めたが、翌五年に父久四郎がなくなり、以後叔父に当たる紋左衛門の援助を受けながら商売を發展させ、その後系図にあるように当主が移り変わっていった。以上がこれまで土屋氏により明らかにされてきた点であり、本調査ではその結果を否定する史料は見出すことはできず、現時点では概ね正しいものとみておく。

芸術・文化 幕末から明治初頭にかけての小山洋史家は、高井鴻山・

佐久間象山をはじめとする文化人らと交友関係を結び、芸術活動にも高い関心を示していたと考えられる。同家の研究についてもっとも盛んなのはこの分野についてであり、久保田一洋氏、畔上柊子氏らによる文章がいくつか存在するが、まだ多くの課題が残されており、今後も更に研究の深化が望まれる。

政治・経営 政治については『上高井郡誌』、『小布施町史』がわずかに小山家について言及している。それによると、同家五代目にあたる小山岩治郎が明治一二（一八七九）年より小布施村戸長に就任していたことが確認されるが、いつまで戸長の任にあったのかは記載がない。また経営については、小山家の当主は代々「穀屋」という屋号を名乗っており、穀物の売買を中心に経営を展開させていったと考えられるが、今回の史料調査がなされるまでは詳しい点について検討するだけの材料が揃っていないため、研究されたことは全くなかったといつてよい。

以上、小山家についての研究は芸術・文化に関するものを中心に、家系についての分析など、これまでにもいくつかなされてきたが、それらについてもまだ不明な点が多く、また小山家の政治との関わり方、経営の実態については全く分析の手をつけられていないことが明らかとなった。最後に一九九八年九月、第一回史料調査の際に小山洋史氏から聞き取り調査を行った結果の一部をここに記して、我々がどのような情報を獲得した上で史料調査に臨んだのかを明らかにしておく。聞き取り調査の成果 小山家では現在味噌の醸造を小山氏が自ら行い、表通（旧谷街道）の店舗で小売を行っているが、それは昔から行われていた。最初に味噌醸造・小売を始めた時期については不明である。但し小山家には明治時代の樽が残っており、その頃には味噌を造って

いたこと、恐らく幕末から明治にかけての時期に味噌を売るようになったことが考えられる。また昔の小山家は多くの人を雇っていたという言い伝えがあり、その醸造量は大量であったと考えられる。史料整理については、これまで本格的に行ったことはないが、小布施町の教育委員会が二〇年ほど前に調査を行っている。そのときの文書は土蔵の中にあつたものである。また今の店舗は昭和三〇年代に建てられ、昭和六二年ぐらいに改装されており、それ以前にも古い小売店舗が存在したが、その横の現在駐車場になっているところにかつて更に古い建物があつて、五〇〜六〇年ほど前に火事で焼けたということを聞いている。また小布施村では明治初期に大火が発生したことが伝えられており、小山家もかなりの被害を蒙つたと考えられる。

小山家文書の概要

今回小山家において調査した史料は、聞き取り調査の際のお話に言及された土蔵に収められていたものである。⁽³⁾ そのうち近世史料についていえば、現在の残り方から考えて、右のお話にあつた火事や災害によって消滅したものがかつて多く存在したはずであり、現存する近世文書はほんの一部だと考えられる。我々が調査した文書は全体としては近世中期から昭和初期にあたるものだが、それらはこのような災害をくぐりぬけながら、時代を下るごとに新たな内容が付け加えられて今に伝わってきたものである。但し小山家に保管されている資料のうちどこまでを調査対象とするかについては、小山洋史氏におまかせして、その保管場所から調査作業場所への運び出しについては小山氏の側で行われた。なお史料調査に際して、小山家に多く伝えられてい

る絵画史料やその関連史料についての扱いをどのようにするかという問題があった。それらは量も多く、また先ほどの「芸術・文化」の項目で述べた諸研究に利用されてきたものである。小山家文書を包括的に捉える立場からいえば、これらの史料も視野に入れた上で検討を行うべきなのではあるが、それには文献史学とは異なった高度な専門性を要求されるため、今回は調査を保留し、それらとは無関係と考えられる文献史料を中心として調査を行った。こちらについては今回の調査によってほぼ全体の所在が確認されたと考えられる。結果として当然ながら現在の小山家に関わる現用資料は含まれず、時期の下限は昭和一〇年代までとなった。

小山家文書はいくつかの木箱、行李、紙箱、ダンボール箱などに分けて収められていた。このうち紙箱、ダンボール箱に入ったものについては、史料を取めたのは小山氏ご本人であるが、容器の形態を問わず、内部の史料組織はいずれも解体されることなくそのままの形で納められていた。小山羊史氏以前にこれらの史料が整理されたか否かについては、記録が伝えられていないが、小山氏ご自身は今から二五年ほど前、ご当主となられた直後の時期に、一度これらの史料の整理を試みており、今回の調査ではその時の作業痕跡が確認された。また前述のとおり小山家文書には自治体史編纂機関などの調査の手が幾度か加えられており、その際の痕跡も一部には認められた。しかしいずれも整理・調査対象は史料全体からみればあくまでも一部であり、史料作成当時のまとまりを今に至るまで色濃く残す史料単位、組織が多く認められ、我々の側に史料構造の原秩序を推測する手立てはいくらも残されていた。

我々は個々の容器ごとにAから順にアルファベットを振って史料単

位とし、各々の内部について取上げ作業を行い、数字を振りながら史料組織以下の史料番号を対応させ、史料単位や組織の様子について記録を行った。これらの作業を経て、個々の史料について目録を作成し、必要分については撮影を行った。調査の結果、史料単位はすべてAからVまで確認されたが、これらの単位は史料目録作成の前に名づけられており、単位の順番と史料の内容は無関係である。そこで目録作成まで終了した今、単位ごとに史料の内容を検討して、小山家文書全体の概要と伝来過程を考えてみたい。以下Aから順に検討する。なお括弧内の数字は史料組織以下の史料番号を表し、史料の数が多いものに関しては番号提示を省略した。

Aを収納する容器は上下二段組の木箱であり、上段に史料組織一から三（いずれも封筒入）、下段に四から九（いずれも包紙入）が収められていた。上段の史料は小山羊史氏の代になってから新たに封筒詰めされたのに対し、下段のものは史料作成の時点で包紙に入れられ、そのままの姿で現在まで伝えられてきたと考えられる。そのうち一つについて、総点数五一点のうち、年代の確定できるものは五点であり、明治一二年から二〇年に時期がまたがる。史料の形式は様々であるが、内容的には穀物売買に関するもの（送り状、売渡証文など）、蚕種製造に関するもの（覚書など）など、小山家の経済活動に関する史料が多く、それらの時期は年代確定からさほど離れたものではないと考えられる。二、三については詳細は略すが、二については年代は判明する分で明治一四年から二七年、三については明治二〇年代の史料を中心としながらも、明治一〇年以前のもの、近世のものも若干混じる。これらの内容は一とほぼ同じであり、金銭貸借に関する史料も混在する。以上から、一から三までについては大まかにみれば同じ性格のもの

のとみて差し支えないであろう。下段に移ると、四は藁袋を紙で包んだものであり、五から九は各々の史料組織がいずれも「辰兵衛殿無尽証文分」などと書かれた包紙に一括されており、人ごとに無尽関係金銭借用証などをまとめたものである。時期は慶応年間から明治一五年までに集中しており、これらは同一の無尽講によって作成された可能性がある。すなわちAにおいても上段と下段とでは史料の構造に性格の違いがみられるのであり、下段は当初から収納されたまま、現在に至ったのではないだろうか。

Bは反故紙で表装された行李に収められている。Bには小山洋史氏が概要を調査した記録があるが（昭和五十一年調個人の物」と書いたメモを収納）、括り紐などで一括された個々の史料組織の内部までは整理は行われていない。Bにおける史料の作成年代は近世、明治にまたがり、近世は享和から慶応、明治期は三〇年までまんべんなく史料が存在する。そのうち享和四（一八〇四）年「白米通帳」（三八）は穀屋平左衛門から金毘羅宮の「世話方中」に宛てたものであり、Cで述べる金毘羅宮普請に関する史料であることがわかる。そのほかには金銭受取証や穀物売買の領収証を中心に、小山家の経営に関する史料がほとんどである。

Cは木箱に収められており、年代が確認できる史料についてはすべて近世のものであり、確認できないものについても内容から近世のものだと推定される。但し木箱の最上部に、昭和六〇年に小布施町教育委員会が小山家文書を調査に訪れた時の史料借用証（二）が入っており、その下の封筒（三）に寛保四（一七四四）年二月付の、隣村六川村と小布施村との間で出作を巡って起こった争論に対する裁許請状の写し（前欠）や小山家が他領の穀商との間で起こした出入の訴状など

の近世史料が収められている。三の封筒ウハ書からは、これらの史料が教育委員会による調査の際に特に検討が加えられたことがわかり、史料の内容が当時の小山家の状況を表す点で優れていることからみて、これらがいずれも小山家文書の中から特に選りすぐられて取り出されたものだと考えられる。それ以外のCの主な内容としては、まず享和三（一八〇三）年から文化二（一八〇五）年にかけての金毘羅宮再建講関係史料が指摘される。そのほかに文政五（一八二二）年の諏訪宮普請関係史料（六、七、一三）や寛政元（一七八九）年の天神宮御殿再建奉加帳（一九）など、若干他の神社再建講に関する史料が混在している。しかしその一方で、後述する天保元（一八三〇）年「寅極月書出」（七三）や文政四年「判取」（二二九）のように、小山家の経営自体に関わる史料もみられる。

ところでCを収めた木箱には次のような墨書が確認される。

（蓋表）「金毘羅宮再建立講諸帳入」

（蓋裏）「建立講人数付奉加附帳 式冊

同 名寄帳 壹冊

同会毎講金取立帳 壹冊

同圖当名前帳 壹冊

所々奉加帳立合

（箱底）「享和三癸亥年正月起」

また箱底の裏には、「世話人」として伊勢、中、横、上、裏五町から三人ずつの名前が列挙され、更に「会所」という肩書を持った人名が一名書かれていた。但しそのなかに小山家に当たると考えられる人名は見出すことはできなかった。以上から、この箱はもともと享和三年、金毘羅宮再建に際して講が設立されたとき、その運営帳簿を入れるた

めに作られたものであることがわかる。またCにはこれに関連する史料が多く含まれ、蓋裏に記載された帳簿に関しては人数名寄帳が確認される(一二)ことから、Cに関しては箱と内容物が対応しているといえる。金毘羅宮は小山家から谷街道を隔てた伊勢町西側にあり、近世の小山家が深い関わりをもった神社である。以上からこの箱は当初金毘羅宮再建に関する帳簿類を保管するために作成され、再建講の運営に役立てられたものだが、やがてそれ以外の神社普請をめぐる講の史料もなんらかのきっかけによって収納されるに至った、と考えられる。またこれらの史料が小山家に伝わっているという事実は、「世話人」のような形であるなしは別にして、様々な講の運営に小山家が関係していたことを物語っている。そしてこれと同時に小山家の経営に関する史料の年代もあわせて確認すると、文政期を中心に両者が入り混じっており、そもそも金毘羅宮再建講をはじめとした講関係史料が入れられていた木箱に、後になって小山家経営関係史料が混入されたと考えられる。但し後者については(小山家文書全体を通じていえるが)系統だった性格を持ったものではなく、近世期の史料を無秩序にまとめて収納したものである。収納の時期は史料の年代未確定なものが多いため不明であるが、明治初年を大きく下ることはないと考えしておく。

Dは行李の中に状もの、冊ものなど四二点の史料細胞が収められた構造となっている。そのほとんどが年代不明だが、うち一三点に関しては享和三年から慶応四(一八六八)年のものであり、それ以外についてもすべて近世史料だと考えられる。D収納の時期も明治初年を下るものではないであろう。その内容は小山家が関わった頼母子講関係など公的なものもあれば、初代金書付など家の経営に関わるものもあ

る。また書籍や手習本なども含まれ、内容は多様である。

Eは木箱に収納されており、容器内に三点の史料細胞と、いずれも封筒や包紙などに史料を一括した九つの史料組織が確認された。年代は判明する分で天明七(一七八七)年の「御年貢通」(一一)が抜きん出て古く、後は天保一三年から明治二六年のものである。内容は穀物売買に関する注文書や仕切書、金銭借用証など小山家の経営に関するものが多い。

Fは木箱に収納されたものである。史料組織三、四は共に封筒に高井鴻山から小山熊之助、岩治郎宛の複数の書簡を入れたもの。同じく七、一一は柴田是真や大槻盤溪と、いずれも当時の江戸、東京を代表する文化人から小山岩治郎に宛てられた書簡を封筒に収めたものなどである。Fを収める木箱の底には「文政二己卯十二月吉辰大工上町長兵衛」と墨書があり、恐らくこの時に木箱が作成されたと考えられるのだが、内容物と年代がずれており、当初は別の目的で作られた箱が後に書状を入れるため用いられたことがわかる。

Gは木箱に収納されたものであり、封筒入の状ものが多い。年代は判明する分で明治一五年と、同二七年から三三年に至る時期のものを中心とするが、昭和一四年の領収書類や近世のものも推定される紀行文なども含む。漢詩文と婚礼関係の史料が多く、全体的に小山家の家の問題に関する史料で構成されている。なおGで注目されるのは、収納する木箱の蓋裏に「天保七丙申歳正月吉祥日小布施組仲間」との墨書がある点である。これについては史料T—「諸相場控帳」が関連すると思われる。この史料は小布施村の穀屋たちが作成した穀相場などを記した記録(堅冊)であり、表紙に年代として「天保七年正月吉日」、裏表紙に「小布施組穀屋行司」と記されている。この史料が

ら「小布施組」において穀屋が仲間を構成し、相場立てを行っていたことが判明するのであるが、これが小山家に残されていることから、同家が仲間運営において重要な役割（「行司」か）を果たしていたことは確実とみられる。そしてGの木箱自体が当初はT―を初めとする穀屋仲間文書を収納するために作成されたこと、すなわち穀屋仲間が共有帳簿を持ち、小山家が帳簿の管理を行っていたことが推測される。但し残念ながら箱の中身はすっかり入れ替わっており、仲間に関する史料はほかに見出すことはできない。

Hは木箱に収納されており、箱の蓋にはペン書きで「佐久間象山関係」、底裏には「信濃国高井郡小布施勢町穀屋平左衛門」との墨書がある。一、四は多くの史料を封筒乃至包紙でくるんだものであり、内容としては佐久間象山や佐久間蝶（象山側室）らの書簡、その他漢詩文が多い。HもF同様他の書状と区別して同家で大切に保管、伝承されてきたものである。

Iは引き出し状の容器に収められていたものであり、その中に計一九点の状もの、冊ものが含まれている。年代が判明する分については、明治三〇年から昭和五年頃までのものであり、特に大正期に集中している。なお元文年間（一七三六―四一年）以後の「信州拾郡御料私領村々高附帳」（五）と天正一〇（一五八二）年以後の代官名を記した「信州中野御陣屋御代官附」（六）があり、ともに後世の写しと考えられるが、確定はできない。内容についてはほかには「小供出産見舞控」（二三）、「不幸買物帳」（一四）など家の慶弔に関するものが多い。Jは紙箱に小山洋史氏が収納したものである。箱の上部に現代の袋があり、その中のみ調査を行った。その下にも多くの近代史料（封筒入）が見られたが、調査を行うことはしなかった。内容は明治期の横

帳断簡が多いが、若干の小山熊之助宛書簡や、明治二九年から三八年までの「皇大神宮御神樂献奏有志名簿」がみられる。

Kはそもそも単位を形成していなかったが、今回の調査で便宜的に単位としたものである。全部で三点あり、文政五年、嘉永四（一八五二）年、明治二四年の書籍類などである。

Lは行李に収納されており、ほとんどが一紙文書であるが、帳簿類も含まれ、包紙などで一括した史料のかたまりもいくつかみられた。

古いものとしては天明六（一八八六）年「信州高井郡小布施村御仕置五人組帳前書」（雛型）（九五）や同年「質物ニ差置申田地之事」（八〇）、寛政八年「借用申金子事」（七三―三）があるが、近世史料についてはほとんどが一九世紀のものである。明治期以後と確認できるものはさほどないが、明治二八年までの史料がある。内容は田畑質入証文や金子借用証文など小山家の経営に関するものが多く、なかでも安政五（一八五八）年「御年貢御通」（三三）や慶応二年「御年貢納通」が目される。

Mは行李に収納されていた。構造が複雑なためここでは詳述は不可能だが、Mの内容はおおよそ以下のとおりにとめられる。①戸長役場関係史料。「必要書入」など項目ごとに袋に入れられたものが多い。②村会書類関係史料。これも「明治十三年度村会書類入」などとして年度ごとに袋に入れられている。①、②はいずれも明治一〇年代を中心とする。③幕末から明治に至る小山家の経営（金融、穀物売買、酒造など）に関する多数の史料。④「御通市内蔵之丞様」とウハ書された袋にいくつか史料がある（二三）。三のなかには享和三年付の「金毘羅宮再建勸進寄金銭御預ケ通」と題された横半帳があり、三は本来Cの箱に収められていた可能性がある。

Nはダンボール箱に小山洋史氏が収納したものである。一は明治六年の「酒通帳」になる。二は古い風呂敷に一括して包まれており、年代のわかるものが多いが、明治一四年から二三年に集中しており、戸長役場関係史料と、明治二二年の借用金証が多く、またその他雑多なものを含み構造は複雑である。三は袋に一括されており、明治一五年から昭和一七年までの借用金関係書類である。四も袋に一括され、明治二八年から昭和一八年の家計に関する書類が多い。五は風呂敷に一括されて包まれており、和歌や屏風の写しであるが年代は不明である。Nは元来別個に存在したものを小山氏がまとめたものだが、個々の史料組織については最初から形成されていた可能性が高い。

Oはダンボール箱に小山氏が入れた書籍類が主であり、明治期のものが多いが、近世のものもあり、下限は大正一五年である。また安永九年検地帳を文政六年に小山家の側で写した豎冊が五点存在する(二二―二六)。

Pは紙箱に小山氏が入れたものであり、近世の小布施村の絵図二二点である。年代は不明だが、小山家初代の久四郎の名前が確認でき、Oで述べた安永検地帳の写しと内容が対応している可能性もある。

Qは行李に収納されたものであり、ほとんどの史料細胞が一紙文書(封筒入、包紙入含む)だが、更にそのうちの大部分はいくつかの袋や封筒などに分けて入れられていた。年代は上限が慶応四年、下限が明治三一年だが、主に明治一〇年代、二〇年代に集中している。内容は明治一八年の醤油営業廃業願書(二八)のような小山家の経営に関わるものも若干混じるが、ほとんどが戸長役場関係史料である。但しその内訳は多岐にわたり、詳細の説明は他の機会にゆだねたい。なおこの単位が形成された時期については史料作成時よりかなり後である

可能性もあり、現時点では明らかにすることができない。

Rは紙箱に収納されていたものであり、状もの、冊ものが多いが、一と三〇はそれぞれ袋、封筒に多くの史料を一括したものである。年代は判明する分で明治九年、一〇年、昭和一〇年のものが一点ずつ、年代不明だが小山熊之助(明治九年没)に宛てた書状など古いものが存在するほかは、明治一八年から大正一〇年の範囲であり、明治三〇年代、大正年間の史料の比重が大きい。内容は雑多だが、金融関係に関するものが多い。

Sはダンボール箱に小山氏が入れたものであり、状もの、冊ものが多い。概ね近世から明治期の金融関係史料であり、全体としては小山家の経営に関わるものだが、内容は多岐にわたっており、系統だったものではない。但し一〇は宝暦元(一七五二)年「質物二指置申田手形之事」(二〇―四〇)から明治三〇年「家借用証」(一〇―二六)までのいずれも広い意味で金銭貸借に関する史料を新聞紙でくるんだものであり、新聞紙が昭和七年付のものであることから、この当時小山家で金銭貸借関係に関する史料が整理された可能性がある。また詳細は略すが袋に一括された九もほぼ同様の可能性を持つ。なおこの宝暦期の手形の宛先は「伊勢町文右衛門」とあり、文右衛門が小山家分立以前の当主(例えば久四郎父)だった可能性⁽⁴⁾がある。ほかの近世史料は一九世紀のものだが、なかでも特に興味深いのは文化九年七月付の「仲間定書」という穀屋仲間の議定であり、縦五一センチ、横六七センチと大きなものである。作成者は「穀屋仲間行司」とあり、先述のT―「諸相場控帳」の作成に関わった小布施組穀屋仲間を指す可能性が高い。いずれ内容については詳述する予定である。

Tは行李に収納されたものだが、他の行李がほぼ同じ大きさなのに

対してこちらはひとまわり大きい。状ものが多いが、Tの多くは封筒などで複数の史料組織としてまとまっている。Tは近世の史料が非常に多く、その時期は概ね、寛政七（一七九五）年からあとのものだが（近代の下限は明治三二年）、小山家文書全体でも一七世紀の年号記載を持つものとしてただ一つ、寛文二（一六六二）年付の史料（一〇五）の存在が目を引く。この史料は小さな木箱に収められており、箱には縄が巻かれていた。また箱には墨書が認められたが判読は不可能であった。史料の全文を掲げると次のとおりになる。

一、從 （関字） 御先代、庄屋役相勤、新田開発為御褒美、居村高内
百石諸役御拔、他出之節ハ名字帯刀御免、馬一疋被下置、其節
支配相届、隣国迄 （関字） 御支配之儀見立次第可申上段被仰渡候、
古書引替仍而如件

寛文貳年 五月三日

早志治右衛門[㊦]

秋山五左衛門[㊦]

六川村庄屋

窪田吉左衛門殿

寛文二年当時六川村は甲府藩領であり、この史料は恐らく当時の六川村庄屋に対して藩の役人（名前は他の史料では未確認）から役儀勤めの褒美を与えた文書だと考えられる。問題はなぜこのような史料が小山家に残されているかということであるが、正文であるか否かも現時点では判断できず、今後の課題とせざるをえない。そのほかTの概要としては近世分は奉公人請状、先述したT—を含む穀物売買関係史料、金子借用関係証、近代の分は蚕種製造関係史料、が目立ち、その他様々な内容のものが混じる。そのうち近世分については、東江部村山田庄左衛門家から小山家が初め購入した際の代金受取「覚」が文政

期の分を中心に多く存在しており（三六一七）、小山家が山田家の恒常的な初売却先の一つであったことがわかり、注目される。以上Tについては雑多ながらも戸長役場関係史料など公的なものはなく、小山家の私的史料に特化しているのが全体の特徴といえよう。

Uは紙箱に収納されていたものであり、年代の判明する分については文政一三（一八三〇）年から昭和一六年までの書籍類である。

Vについては漢詩文、書簡類が主であり、絵画類と同じ箱に入っていたが、これらは内容の関連性を持つ可能性があり、我々の力では絵画類の調査を行うことは困難であるとの判断に基づき、目録作成以下の作業については今回は差し控えた。

以上小山家文書を単位ごとに概観してみた。小山家文書の構造が極めて複雑であるため、個々の史料の総点数を正確に勘定することには無理があり、またさほど意味のあることは考えられないが、我々の調査ではおよそ二五〇〇点前後の史料細胞が確認された。そのうちT—一〇五を除けば、一八世紀中頃、すなわち初代久四郎やあるいはその先代の時期から後の史料が存在し、二代目当主である平左衛門の活躍した寛政期（一七八九—一八〇一年）あたりからその量が増える。史料の内容は経営、金融、政治、講、書簡、書籍や家関連の史料など公私幅広い分野にわたるものが認められたが、それらの整理が体系的になされた形跡を認めることは困難であり、時期ごと、分野ごとにとまった単位がある場合でも、Cなど一部を除いて多分に偶然性の強いものだと判断したほうがより真実に近いと思われる。但し組織ごとにもみた場合、S—九、一〇の形成は整理の結果による可能性があり、またAの無尽関係史料や、戸長役場関係など政治に関する史料については、当初から整理の意図をもって分類、袋詰めがなされた可能性が

大きい。一方家の経営史料についてはほとんどが一紙文書であり、帳簿類がほとんど確認できなかった。総じて講関係史料や戸長役場関係史料よりも経営史料の方が整理をうけておらず、小山家文書が火災の被害を蒙ったとすれば、それはおそらく経営史料において最も甚だしかったのではないかと考えられる。このようななかにあつて、F、Hそして今回不十分な調査しかできなかったがVなど、文化人の書簡や小山家当主らによる書画類が単位として分類され、大切に保管されていることの意義は大きい。特に書簡については、他にも多くの書状が存在するなかで、一部の人々については人名ごとに組織として分類され保管されてきたのであり、小山家がこれらの人々との関係を重要なものと認識してきたことが覗われる。史料の伝来過程やそれに小山家自身がいかに主体的に関わってきたかという点は、今後更に詳しく追究されるべき重要な課題だといえよう。

調査結果から明らかになった小山家の概要

さて以下では、小山家の概要について、今回の史料調査を通して初めて明らかにした主な点を紹介しておきたい。

家系 近世の部分を見ると、文化から天保にかけて「小山清作」或いは「こくや清作」なる人物がしばしば登場する。「清作」については、小山家の系図を作成した土屋寅之助氏は、過去帳の分析から「当時住込の奉公人であつたと考えられる」との説を立てているが、文化四年付の史料C—三—四では二代目平左衛門が「私倅清作」を他所へ初め催促に遣わしたという記事があることなどから、清作は平左衛門の子供、恐らく三代目平左衛門の弟にあたる人物ではなかったかと推測さ

れる。清作は穀物売買関係の史料に何度か登場することから、当時の小山家の経営に深く関わった人物だと考えられる。またこの時期の小山家は奉公人を雇っていることが多くの奉公人請状から確認され（T—二九）、小山家の経営はこのように親子や兄弟どうしで仕事を分担し、奉公人を雇用することによって成り立っていたことがわかる。また明治になつても系図に登場しない親族が多くの史料に何人も登場し、それらを詳細にみれば小山家の家族の変遷過程と経営との関係が復元できるようになるであろう。

経営 従来小山家では穀物の売買、それに味噌醸造を行っていたことが伝承されているが、そのほかにも文政四年「判取」（C—一二九）や天保元年「寅極月書出」（C—七三）によれば、同家は沓野村や中野村などに醤油、溜、酢を小売していたことがわかる。また明治九年「心の覚」（M—三二）によれば、同家が当時酒造業を営み長野県から製酒一〇〇石の免許を受けていたこと、小布施村および周辺村々の酒造家の中で「酒造世話役」の地位にあつたこと、がわかるが、更に「借用申一冊之事」（B—六）によると、同家は明治元年に隣村の福原村団右衛門に酒造鑑札（松代藩発行か）を貸しており、この時期一貫して酒造を行っていたことが推測される。さらに明治三年当時絞油業を営む（B—一五）など、同家は近世から近代にわたって穀物売買に関わる多様な商工業に携わっていたといえる。その他の経営としては、近世から近代にかけて同家が多く土地を質地として取得し小作地経営を行っていること、また明治に入つてこの地で盛んであつた蚕種製造に深く関わっていることなどが多くの史料から覗える。それらの経営規模については各史料を詳細に検討することによって初めて明らかとなるが、以上の多様な経営を行うには相応の資本が必要であり、小

山家が小布施村において有力な経営を行う家のひとつであったことは確実である。

政治『上高井郡誌』や『小布施町史』によれば、小山岩治郎が小布施村戸長に就任した時期は明治一二年六月であるが、その後については記載がない。小山家文書によれば、岩治郎はそのあと継続的に戸長を勤めていると考えられ、連合戸長役場制実施直前の明治一七年二月付史料でも確認できる(Q—四〇)。翌一八年三月、同制度施行によって、小布施村他五カ村の戸長に高井辰二が就任したが、この時岩治郎は上高井郡役所より戸長役場筆生に任じられ(M—四—四)、市町村制施行半年後の同二年九月、同郡役所より在職中筆生事務勉勵につき賞与を受けており(M—五—二)、連合戸長役場制の間ずっと筆生の職にあつたと考えられる。

おわりに

小山家文書をみると、公私両面にわたる様々な分野で、小布施村や近隣諸村、諸都市の家々が多く登場し、小山家がそれらの家々と商売、金融、政治、祭祀など多様なネットワークで緊密に結びついていたことが覗える。その中には詳述は避けたが、いわゆる豪農・豪商と呼んで差し支えないクラスの者も多く含まれているのであり、それらは単体では前述高井家、山田家、田中家ほどの群を抜いた影響力を個別に持つことはなくとも、互いに深く結びつき合うことよって総体として地域社会のあり方を大きく規定していったのではないだろうか。小山家文書はこのようなネットワークを近世から近代にかけて復元する上で格好の素材であり、個々の史料を抜き出して分析するだけでなく、

(文化関係史料も含め) 包括的に目配りすることによって初めてその復元は可能となるであろう。小布施を中心としたこの地方には、それらの家々についてまだ小山家同様未発掘の史料が眠っている可能性が高く、今回の我々の活動が今後の史料調査・研究について指針となれば幸いである。

註

(1) 以下ことわりのない限り、小布施村に関するデータは『角川日本地名大辞典二〇 長野県』(角川書店、一九九〇年)、『日本歴史地名大系第二〇巻 長野県の地名』(平凡社、一九七九年)による。

(2) 久保田一洋氏は土屋氏が小山家において系図をまとめる際、小山岩治郎と文化人、芸術活動との関わりについてまとめた論文を提供している。また畔上柁子氏は「穀屋小山岩治郎」(『栗の詩』一六号、ひいらぎ書房、一九九六年)において岩治郎に関する詳細な年譜を作成している。畔上氏の論考については「十八屋小山文右衛門」(同一五号、同年)も参照されたい。

(3) 今回の調査方法については、吉田伸之・芦田伸一「現状記録論をめぐって」(吉田伸之・渡辺尚志編『近世房総地域史研究』、東京大学出版会、一九九三年)を参考にしており、本報告で史料群の構成要素を指し示す呼称は同論文の議論に基づいたものである。以下解説しておく、小山家文書のような史料群は複数の容器やかたまりなどのグループから構成されているのが普通であり、その一つ一つを史料単位と呼ぶ。史料単位を分解しつくすと、状ものや冊ものといった個別の文書や記録にゆきあたる。そのようにこれ以上分解できない最小単位を史料細胞と呼ぶ。但し実際には、史料単位は史料細胞のみから直接構成されているよりも、

括り紐や包紙などで一括された、何らかの小さなグループやかたまりを伴う場合が多く、そのような史料細胞による中間的な意味のまとまりを、史料組織と呼ぶ。史料単位よりも史料組織の方が史料の原秩序やそれに近い状態をより強く残すことが多いと考えられる。

(4) なお久四郎の弟で小山本家(十八屋)を継いだ紋左衛門の次の当主が文右衛門である。

〔付記〕 この文章は今回の調査の実質的な責任者である多和田によって執筆された。小山家文書はあくまでも個人のお宅のものであり、その情報などのような形で公開されるのが望ましいのかについては、今後時間をかけて議論を重ねていくべき問題であると考ええる。同家文書に関する問い合わせがもしあれば、多和田の方に連絡していただくことを望む。なお史料目録については東京大学日本史学研究室に配架する予定である。

また本調査の参加者は次のとおりである。

第一回(一九九八年九月) 海原亮・木村直樹・多和田雅保・

牧原成征

第二回(一九九八年十一月) 神田由築・木村直樹・多和田雅

保・朴澤直秀

第三回(一九九九年二月) 後藤雅知・多和田雅保・西端真理

子・朴澤直秀・牧原成征

第四回(一九九九年九月) 上田純子・海原亮・木村直樹・高

柳東花・多和田雅保・西端真理子

今回の調査に関しては、小山洋史様、ご家族の皆様、小山鶴吉様に大変お世話になりました。末筆ながら厚くお礼申し上げます。